

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美波町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美波町長

## 公表日

平成29年4月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法等に基づき、国民年金資格の取得・付加・免除・給付等の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者に関する事項            1. 届書の受理 2. 資格取得の届出 3. 種別変更の届出 4. 任意加入被保険者の資格取得の届出 5. 資格喪失の届出 6. 死亡の届出 7. 任意脱退の届出 8. 資格喪失の届出 9. 氏名変更の届出 10. 住所変更の届出 11. 住所変更報告書 12. 手帳の再交付の申請 13. 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14. 届書の送付又は報告 15. 届書の再提出</p> <p>②給付に関する事項および年金生活者支援給付金に関する事務            1. 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理裁定請求書の受付 2. 現況届(または障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿)の受付 3. 年金生活者支援給付金連名簿の受付 4. 1～3の請求書等の送付</p> <p>③保険料に関する事務            1. 申出書の受理 2. 付加保険料納付の届出 3. 付加保険料納付の辞退届出 4. 付加保険料滞納等に伴う付加納付保険者非該当 5. 付加保険料納付該当の届出 6. 付加保険料納付非該当の届出 7. 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の届出 8. 保険料の免除に関する届出 9. 保険料の免除理由消滅の届出 10. 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11. 保険料学生納付特例の申請 12. 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13. 納付特例不該当の届出 14. 届書の送付又は再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 31の項、62の項、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第47条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第2 47 48 49 50
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長	住民生活課長 花木 美名子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

